

◎新潟県告示第787号

新潟県防災行政無線運用規程（昭和50年5月新潟県告示第590号）の一部を次のように改正する。

平成26年5月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改正後			改正前		
別表1（第3条関係）			別表1（第3条関係）		
1～3（略）			1～3（略）		
4 端末局			4 端末局		
(1) 下越ブロック			(1) 下越ブロック		
無線局所の種別	呼出名称	設置場所	無線局所の種別	呼出名称	設置場所
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	"	" むらまつししよ	" 村松支所
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	"	" かのせししよ	" 鹿瀬支所
(略)	(略)	(略)	"	" かみかわししよ	" 上川支所
(略)	(略)	(略)	"	" みかわししよ	" 三川支所
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	つばめし	燕市役所	(略)	つばめしやくしよよしだちようしや	燕市役所吉田庁舎
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2)～(6)（略）			(2)～(6)（略）		
5・6（略）			5・6（略）		